

国民健康保険税の産前産後期間の減免制度について

1 対象者

国民健康保険に加入されており、出産予定日または出産日が令和5年11月以降の方

2 減免対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）の国民健康保険税が減額されます。

なお、出産とは妊娠85日（4ヶ月）以降の出産をいい、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

3 対象となる国民健康保険税

出産予定または出産した国民健康保険加入者の所得割及び均等割

※対象となるのは令和6年1月以降の保険税です。

4 届出受付期間・届出方法

・出産予定日の6ヶ月前から届出が可能です。（出産後も可能です）

※これより前に届出することはできませんのでご注意ください。

・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書

・母子手帳などの出産予定日または出産日が確認できる書類（表紙と該当ページのコピー）

（出産後の届出で別世帯の子の場合は、出生証明書等出産日及び親子関係を明らかにする書類）

届出書様式や詳細については下記URLかQRコードを打ち込むか読み取り、長万部町ホームページから閲覧することができます。



URL【<https://www.town.oshamambe.lg.jp/soshiki/5/6634.html>】

【お問い合わせ先】長万部町役場税務課（☎01377-2-2452）

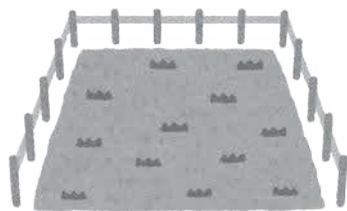
相続登記が義務化されます。相続登記はお早めに！

近年、相続登記が長期間されていないことで、所有者の把握が困難となって、災害復興や公共事業が進まないなど、いわゆる「所有者不明土地問題」が発生しています。

この問題を解決するために、民法などの一部を改正する法律が既に成立しており、法律が施行される令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることとなりました。改正法の内容は、相続人が相続を知ってから3年以内に登記を申請することが義務化され、正当な理由なく申請を怠ると10万円以下の過料が課せられる可能性があるというものです。義務化は、令和6年4月1日以前に開始した相続についても、対象となります。

また、相続登記の手続を先延ばしにすると相続人が増えて手続が複雑になる可能性があります。遺産について相続人間で話し合いを行って整理するなどして、早めに手続きすることをお勧めします。

なお、相続登記の手続については、法務省ホームページ「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」(二次元バーコード参照)を参考にしてください。



有限会社石垣自動車商会

私たちと一緒に働きませんか？

整備士・検査員・受付・営業・事務職
自動車整備士国家資格保持者優遇

給与委細面談・パート勤務可能・UターンIターン歓迎
福利厚生充実・共済保険・退職金・入社祝金制度有

※未経験・無資格者でも教育育成・資格取得支援します

急募!!



長万部町字大浜 72

(有料広告)

電話：2-2351 (担当：石垣)

